

31川財契第8662号
令和2年3月12日

川崎市工事請負有資格業者 代表者 各位

川崎市財政局資産管理部契約課長

公共工事の代価の中間前払及び既済内払いの活用並びに手続の
簡素化・迅速化の促進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等については、既に通知させていただいているところですが、公共工事一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることがないように、中間前払金の迅速かつ円滑な実施や、内払（※国の通知における部分払と同じ）の適切な対応について国から通知がありました。

本市におきましては、別紙のとおり、原則として国と同様の措置を講じることといたしますので、お知らせします。

なお、施工中の工事に係る個別のお問い合わせにつきましては、当該工事担当部署または担当局へお問い合わせください。

川崎市財政局資産管理部契約課

〔 土木契約係 044-200-2098・2099 〕
〔 建築契約係 044-200-2100・2101 〕

川崎市の公共工事の代価の中間前払及び既済内払いの活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

1 概要

原則として、令和2年3月11日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から発出された「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」(以下、国通知) のとおり対応することとします。(※資料参照)

2 部分払（内払）

国通知における「部分払」は、「川崎市工事請負契約約款」第39条に規定する「内払」により、国と同様の対応とします。

※同じ制度を、国の工事請負契約約款第37条では「部分払」、本市約款第39条では「内払」と規定しているため。

3 中間前払金

中間前払金については、「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」及び「川崎市工事請負契約約款」に基づき実施し、中間前払金に係る認定の簡素化・迅速化の対応については、国と同様の対応とします。

4 既済部分検査等

国と同様の対応とし、次の項目については本市の対応のとおりとします。

(1) 国通知別添及び別紙1「記 2. 既済部分検査等の簡素化 (1)」について

国通知

(1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。



本市の対応

(1) 実施済みの中間検査で確認した工事目的物の出来形部分については、当該中間検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

(2) 国通知別紙1「記 2. 既済部分検査等の簡素化 (6)」について

国通知

(6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書 of いずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。なお、「検査書類限定型モデル工事について (依頼)」(令和元年7月1日付け建設システム管理企画室長事務連絡) の別紙「実施要領」による方法を実施することも可とする。



本市の対応

(6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。(なお以下、削除)

※本市では、なお書き以下に対応する工事を行っていないため。

国土入企第 5 3 号
令和 2 年 3 月 1 1 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、適切な対応をお願いしているところです。

公共工事の代価の中間前金払については、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和 2 年 1 月 31 日付け総行行第 24 号・国土入企第 47 号）等において、その適切な実施などについて累次お願いしてきたところですが、公共工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払を導入している団体においては、地方自治法施行令等の規定により前金払を行うことができる工事について、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いいたします。

また、公共工事の請負契約については、公共工事標準請負契約約款第 37 条において、受注者は、工事完成前に出来形部分等に相応する請負代金相当額の一定の額について部分払を請求することができることとされていますので、受注者の意向を踏まえ、請求があった場合には、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、国土交通省直轄工事において、今般「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国官技第 386 号、国営設第 178 号）を別添のとおり通知しておりますので、本通知を参考の上、手続の簡素化・迅速化を図ることにより、受注者において、これらの制度を迅速かつ円滑に利用できる環境の整備に努めていただけるよう、お願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 2. (3) から (6) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

3. 関係者への周知

本通知の内容については、既に発注している工事の受注者等に、別紙1の通知文案並びに中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例に関する別紙2及び別紙3の通知等を参考として適切に周知されたい。

各 位

〇〇地方整備局(〇〇事務所)
公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
手続の簡素化の促進について

標記について、当局(事務所)では、以下の運用を行うこととしたので、参考まで通知する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化等

- (1) 工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。以下同じ)第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の2分の1を経過し、かつおおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行なわれ、その進捗が金額面でも2分の1(国庫債務負担行為にあっては、年割額の2分の1)以上であることを確認しているところであるが、ここで進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書第1編第1章第1節24条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

- (2) 土木工事共通仕様書第1編第1章第1節14条に基づく設計図書の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるようにする。

注1) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(\text{出来高}) = (B + C) / A$$

A : 中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B : 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C : 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分(土木工事共通

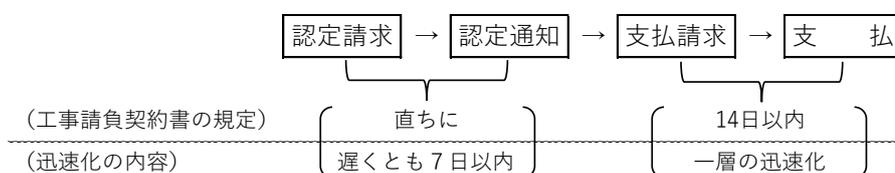
仕様書第1編第1章第1節14条に基づく変更指示文書発出
済のものに限る)

注2) 履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50%に満たないが、上式による出来高((B+C)/A)であれば50%以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにされたい。

- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めることとする。

注1) 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

注2) 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示す。



2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場目視での確認に代わり遠隔臨場での確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わな

いものとする。

- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

- a) 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。

- b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。なお、「検査書類限定型モデル工事について(依頼)」(令和元年7月1日付け建設システム管理企画室長事務連絡)の別紙「実施要領」による方法を実施することも可とする。

- (7) 2. (3) から(6)の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととする。

注) 以上の(1)～(7)の各項は、発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。

建設省会発第 1279 号
昭和 48 年 3 月 22 日

官 庁 営 繕 部 長
各 地 方 建 設 局 長 あて
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 次 長

会計課長

中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について

中間前金払をした工事が、請負金額の 3 分の 2 以上に相当する工事出来高がある場合において、国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、昭和 47 年 7 月 25 日付け建設省会発第 633 号で通達された「公共工事の代価の中間前金払について」の記 1 の (2) の特例として、次の式により算定して得た額を既済部分払として行なうことができることとされたので、通知する。

なお、この既済部分払を行なうか否かについては、契約書第 46 条（編 注現行の工事請負契約書では第 55 条に当たる。）を適用し、請負者と協議の上決定するものとし、既済部分払を行なう場合にあつては、覚書又は協議書により行なうものであるので、念のため申し添える。

算定方式

$$\text{既済部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

おつて、この通知に基づく既済部分払を行なつたものについては、その工事件名、請負額、既済部分払金額及び繰越理由を記載した書面を本職あて送付せられたい。

各地方整備局等会計課長等 あて

大臣官房会計課企画専門官（法規担当）

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」の
新型コロナウイルス感染症に係る運用の明確化について

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等（以下「中間前金払等」という。）については、「公共工事の代価の中間前金払について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第633号）、「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和47年7月25日付け建設省会発第634号）及び「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）に基づき実施されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等を実施する受注者に対して中間前金払等を実施することが予想されることから、下記の事項に留意し、適正な運用を図られたい。

記

1. 「その他正当な事由」について

中間前金払等を行うことができる工事については、「国の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想されるもの」としているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事については、「その他正当な事由」があるものとして取り扱うこととして差し支えない。

2. 会計課長への書面の送付時期について

「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」に基づく既済部分払を行ったものに係る書面については、おつて本職（会計課長）へ送付することとしているところであるが、この送付時期については、令和元年度終了後であっても差し支えない。

川崎市公共工事の前払金に関する規則

(昭和38年7月20日規則第40号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）付則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前払金について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象及び率)

第2条 市長は、前条に規定する工事のうち、請負金額が1件1,000,000円以上で市長が必要と認めるもの（市長が別に定める軽易工事を除く。）については、当該工事の請負人に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で前払金をすることができる。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。） 請負金額の4割に相当する額
- (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 請負金額の3割に相当する額
- (3) 測量 請負金額の3割に相当する額

2 前項に定めるもののほか、市長は、同項第1号に掲げる工事のうち、工期が2月以上で市長が必要と認めるものについては、次に掲げる要件のすべてに該当することの認定を行い、当該認定を受けた工事の請負人に対し、同号に規定する額の範囲内で既に支払った前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）として請負金額の2割に相当する額の範囲内で前払金をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事において、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第44条第1項に規定する内払（別に定めるものを除く。）がされていないこと。

3 中間前払金の支払について必要な事項は、別に定める。

(保証契約証書の寄託)

第3条 前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。

(契約書記載事項)

第4条 前払金に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前払金は、請負人が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 次条の規定により前払金を追加払し、又は返還させること。
- (3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。
- (4) 第6条の規定により前払金を返還させること。
- (5) 内払額から減ずる前払金
- (6) その他必要な事項

(前払金の追加又は返還)

第5条 市長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により、契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の2割以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の当初の請負金額に対する率を乗じて得た額を追加払し、又は返還させることができる。

2 前項の場合において、変更後の請負金額が第2条第1項に規定する額に満たないものとなったときは、市長は、既に支払った前払金のうちから当初の請負金額と変更後の請負金額との差額に、前項の率を乗じて得た額を返還させるものとし、その残額については、同条の規定にかかわらず、これを前払したものとみなす。

(前払金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 前払金の支払を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
- (2) 前払金の支払を受けた者と本市との間の請負契約が解除されたとき。

(前払金返還の時期)

第7条 市長は、前2条の規定により前払金を返還させようとするときは、公共工事前払金返還請求書(別記様式)及び川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第9号様式(2)の納付書を前払金を返還すべき者に交付しなければならない。

2 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を納付するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算して得た額の損害金をあわせて納付しなければならない。

附 則 (省略)

川崎市公共工事中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「規則」という。）第2条に規定する中間前払金について必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の選択)

第2条 請負人は、中間前払金請求の有無について、前払金請求時に請負人が中間前払金の選択に係る届出書（第1号様式）を市長に提出することにより選択するものとする。

2 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。）第45条第3項により、次の各号に定める場合には、中間前払金が支払われた工事であっても契約規則第44条第1項に規定する内払をすることができるものとする。

- (1) 債務負担行為に係る契約において、各会計年度末に内払をする場合
- (2) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合において、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したときに内払をする場合
- (3) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合に、当該会計年度の当初に当該超過額を内払する場合
- (4) 市の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想される場合
- (5) 市長が特に必要があると認める場合

3 規則第2条第2項第4号により、次の各号に定める場合には、内払をした工事であっても中間前払金を支払うことができるものとする。

- (1) 債務負担行為に係る契約において、各会計年度末に内払をする場合
- (2) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合において、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達したときに内払をする場合
- (3) 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合に、当該会計年度の当初に当該超過額を内払する場合
- (4) 市長が特に必要があると認める場合

(認定手続)

第3条 請負人は、規則第2条第2項各号に掲げる要件のすべてに該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書（第2号様式）に工事履行報告書（第3号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、中間前払金の請求があったときは、規則第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしているか否かについての認定を行い、要件を満たしていると認められるときは認定書（第4号様式）により、請負人に通知するものとする。

3 市長は、前項の認定するにあたって、必要な資料の提出を求めることができる。

4 第1項の請求があった時点において、工期又は請負代金額等の変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び請負代金額等に基づき認定を行うものとする。

5 次の各号に定める工事は、中間前払金の認定対象としないものとする。

- (1) 川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領に規定する低入札価格調査を実施した工事
- (2) 工事請負代金債権の債権譲渡承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）

（中間前払金の支払金額）

第4条 中間前払金の支払金額は請負金額の2割以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の6割を超えないものとし、中間前払金の認定請求があった時点において、請負金額が増額又は減額となる変更契約を締結している場合にあっては、次の各号に定める範囲内とする。

- (1) 請負金額が増額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額の2割以内とする。
- (2) 請負金額が減額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額に10分の6を乗じて得た額から、既に支払った前払金額を差し引いて得た額を超えない範囲内とする。

2 契約規則第6号様式（川崎市工事請負契約約款）第41条に規定する部分引渡しを受けた場合における中間前払金の支払金額は、請負金額から部分引渡しに係る請負金額を差し引いて得た額の2割以内とする。

（債務負担行為に係る契約についての特則）

第5条 債務負担行為に係る契約については、規則第2条第2項第1号、第2号、及び第3号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。